

STCW条約基本訓練コース



区分	STCW条約マニラ改正完全実施に伴う第6章第1規定に定める基本訓練	
対象	船舶に乗り組む船員全員	
訓練	1日（火災消防実習 1日） 受講料：64,584円（税込）	
概要	持運び式消火器の取扱い、実火を使用した大小規模の消火、呼吸具を装着しての搜索救助等、STCW条約が定める10科目を体得する訓練	
第1日	0830～0850	日程説明等
	0850～0950	座学（火災・爆発のメカニズム、発火源、消火剤）
	0950～1200	実習（消火器取扱い、ホースハンドリング、消火作業の基本）
	1300～1600	実習（機関室火災消火、高発泡区画への進入及び通過、室内火災、搜索救助、自蔵式空気呼吸具装着）
	1600～1700	判定試験等

センターでは、STCW条約で規定されている以下の10科目について、すべての実習を実施しています。

- | | |
|---|--|
| ① 各種持運び式消火器の使用 | ⑦ 煙の充満した閉鎖区域における自蔵式呼吸具を装着しての消火活動 |
| ② 自蔵式呼吸具の使用 | ⑧ 炎及び大量の煙の充満した居住区または模擬機関室内における霧状水又は他の適切な消火剤による消火 |
| ③ 小規模火災の消火 | ⑨ 霧放射器(fog applicator)及び噴射(spray)ノズル、乾燥化学薬品粉末又は泡放射器による油火災の消火 |
| ④ 大規模火災の水による噴射(jet)及び噴射(spray)ノズルを用いた消火 | ⑩ 煙の充満した区域において呼吸具を装着しての救助の実施 |
| ⑤ 泡、粉末又は他の適切な化学薬剤による消火 | |
| ⑥ 高発泡率の泡が注入された区域への呼吸具を装着することなく命綱だけの進入及び通過 | |

※ STCW条約基本訓練（生存技術）はJEIS（一般財団法人日本船舶職員養成協会）で実施しております。
 （生存技術）と（消火）をセットでの受講をご希望の方はJEIS（TEL 045-628-1525）にお申込みください。
 なお、（消火）のみの受講をご希望の方は、当センター防災訓練所（TEL 045-224-4321）へお申し込みください。